

各 位

会 社 名 シダックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 志太 勤一
(JASDAQ コード番号 4 8 3 7)
問合せ先 執行役員 経理財務本部長 兼 IR 担当
宮川 聡男
(TEL. 0 3 5 7 8 4 8 9 0 9)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 19 年 7 月 9 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行(一般募集)

- (1) 募集株式数 普通株式 40,000 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 21 条に規定される方式により平成 19 年 7 月 18 日(水)から平成 19 年 7 月 20 日(金)までのいずれかの日(以下、「払込金額決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、大和証券エスエムビーシー株式会社(以下、「引受人」という。)に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、払込金額決定日における株式会社ジャスダック証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 19 年 7 月 23 日(月)から平成 19 年 7 月 25 日(水)まで。
なお、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 19 年 7 月 19 日(木)から平成 19 年 7 月 23 日(月)までとする。
- (7) 払込期日 平成 19 年 7 月 26 日(木)から平成 19 年 7 月 30 日(月)までのいずれかの日。
すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成 19 年 7 月 26 日(木)とする。
- (8) 申込証拠金 一般募集における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。
- (9) 申込株数単位 1 株

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (10) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売 出 株 式 数 普通株式 5,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、最終の売出株式数は、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における需要状況を勘案した上で払込金額決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 大和証券エスエムビーシー株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における発行価格(募集価格)と同一の金額とする。)
- (4) 売 出 方 法 大和証券エスエムビーシー株式会社が、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における需要状況を勘案し、当社株主より借受ける当社株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (9) 売出価格、その他本株式の売出しに関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」が中止となる場合、本株式の売出しも中止される。

3. 第三者割当による新株式発行

(「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に関連して行う第三者割当増資)

- (1) 募 集 株 式 数 普通株式 5,000 株
- (2) 払 込 金 額 払込金額決定日に決定する。なお、払込金額は前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 申 込 期 間 平成19年8月8日(水)
- (5) 払 込 期 日 平成19年8月9日(木)
- (6) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 大和証券エスエムビーシー株式会社 5,000 株
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 上記(4)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を取止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に関し当社の決定が必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」及び「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出株式数及び第三者割当による発行新株式数について

今回の40,000株の公募による新株式発行(以下、「一般募集」という。)にあたり、5,000株を上限とする当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、5,000株を上限として大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

これに関連して、当社は平成19年7月9日(月)開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社を割当先とする当社普通株式5,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を平成19年8月9日(木)を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当することがあります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成19年8月7日(火)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社ジャスダック証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の両取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

そのため本件第三者割当増資における発行新株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行新株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	357,214.62株	(平成19年7月9日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	40,000株	
(3) 公募増資後発行済株式総数	397,214.62株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	5,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後発行済株式総数	402,214.62株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し、大和証券エスエムビーシー株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数値であります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集による手取概算額4,242,800千円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限529,600千円と合わせて、全額を借入金返済資金に充当する予定であります。

当社は、平成19年1月29日開催の取締役会決議に基づき、大新東株式会社株式に対する公開買付けを実施し、その結果、平成19年3月22日付で同社の議決権の52.64%にあたる49,220,500株(19,195,995千円)の株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。上記借入金は、当該取得資金に充当するために借入れたものの一部であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 会社収益への影響

今回の資金調達により、上記大新東株式会社株式の取得資金として増加した有利子負債を圧縮し、財務体質の強化を図ってまいります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図る一方、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけており、競争力及び企業体質の強化を図るための内部留保に努めるとともに、収益の状況に対応した配当を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記利益配分に関する基本方針に基づき、今後の収益見通し等を総合的に勘案し決定いたします。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、企業体質の充実並びに競争力を維持、強化するために充当してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

(連結)	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	73.55 円	1,427.33 円	4,331.76 円
1 株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	1,500 円 (円)	1,500 円 (円)	1,500 円 (円)
実績配当性向	2,039.4%	105.1%	34.6%
自己資本当期純利益率	0.5%	2.1%	5.1%
純資産配当率	1.8%	1.8%	1.8%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。なお、1株当たり当期純利益の算定に「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
2. 実績配当性向は、当該決算期の1株当たり期末配当金を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。
3. 自己資本当期純利益率は、平成17年3月期及び平成18年3月期については、当該決算期末の当期純利益を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であり、平成19年3月期については、当該決算期末の当期純利益を自己資本(期首自己資本と期末自己資本の平均)で除した数値であります。なお、自己資本とは、純資産の部合計から少数株主持分を差し引いた数値であります。
4. 純資産配当率は、平成17年3月期及び平成18年3月期については、当該決算期の普通株式に係る1株当たり期末配当金を1株当たり株主資本(期首1株当たり株主資本と期末1株当たり株主資本の平均)で除した数値であり、平成19年3月期については、当該決算期の普通株式に係る1株当たり期末配当金を1株当たり純資産(期首1株当たり純資産と期末1株当たり純資産の平均)で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスは以下のとおりです。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（ゴールドマン・サックス・インターナショナルに対する第三者割当）

発行総額	3,000百万円
払込期日	平成16年9月29日
転換価額	当初1株当たり140,700円
転換率	100%（平成17年3月28日付）

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
始 値	81,600円	86,000円	156,000円	109,000円
高 値	238,000円	162,000円	170,000円	127,000円
安 値	76,500円	75,000円	94,000円	90,000円
終 値	86,500円	156,000円	110,000円	113,000円
株価収益率(連結)	27.9倍	2,121.0倍	77.1倍	

- (注) 1. 株価は、平成16年12月12日までは日本証券業協会の公表のものであり、平成16年12月13日以降は株式会社ジャスダック証券取引所におけるものであります。
2. 平成20年3月期の株価については、平成19年7月6日現在で表示しております。
3. 各決算期の株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を1期前の決算期末の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。なお、平成20年3月期については未確定のため記載しておりません。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。